

令和3年度第6回定例
松本市教育委員会会議録

松本市教育委員会

令和３年度第６回定例松本市教育委員会会議録

令和３年度第６回定例松本市教育委員会が令和３年９月２４日午後３時４５分教育委員室に招集された。

令和３年９月２４日（金）

議 事 日 程

令和３年９月２４日午後３時４５分開議

第１ 開 会

第２ 教育長挨拶

第３ 議 事

[議案]

第１号 松本市教育文化センター運営委員会委員の委嘱について

第２号 松本市立小・中学校、幼稚園職員服務規程の一部改正について

第３号 松本市登録文化財の登録について

[報告]

第１号 史跡松本城整備研究会委員等の委嘱について

[その他]

教 育 長 伊佐治 裕 子

〔出席委員〕

教育長職務代理者	小 柳 廣 幸
教 育 委 員	福 島 智 子
//	橋 本 要 人
//	佐 藤 佳 子

〔出席職員〕

教 育 部 長	藤 森 誠
教 育 政 策 課 長	赤 羽 志 穂
教育文化センター所長	加 藤 政 彦
学 校 教 育 課 長	塚 田 雅 宏
学校支援センター長	高 野 毅
文 化 財 課 長	竹 原 学
城郭整備担当課長	竹 内 靖 長

〔事務局〕

教育政策課	
教育政策担当係長	三 澤 良 彦
教育政策担当係長	小 澤 弥 生

《開会宣言》 午後３時４５分

伊佐治教育長は令和３年度第６回定例松本市教育委員会の開会を宣言した。

教育長 定刻になりましたので、第６回定例松本市教育委員会を開催いたします。

初めに、先ほど開催しました子どもの権利擁護委員との意見交換ありがとうございます。最新の９月の子どもたちの具体的な悩みの事例を聞くことができ、今の子どもたちの苦しさや先生方の大変苦しい状況が分かりました。もし可能であれば、年に２回ぐらい、今回のような具体的な事例を基に意見交換ができればと思いました。

また、今日の午前中には、学校支援センターの横林不登校支援アドバイザーの訪問に合わせて、組合立であります鉢盛中学校に学校訪問してきました。授業の様子を見せていただいた後、校長先生と１時間半ぐらい話をすることができました。鉢盛中学校でまず驚いたことは、半年ほど先行してＩＣＴを整備したということもありまして、私が今日見たほとんどのクラスで屋外での活動も含めてタブレットを使って授業が行われていたことです。音楽の授業では、子どもたちがグループに分かれて、１人の生徒がお琴を演奏する様子を同じグループの別の子が動画で撮影して、グループごとにフォルダに入れて、先生がその時間中に回れない子については、その動画をチェックして後から指導をするということが行われていたり、理科の実験では、物を落として、それを動画で撮影してスローモーションにすることで科学の原理を学ぶ授業であったり、とても工夫がされていると思いました。また、公民の授業では、各政党の特徴などを生徒たちがインターネット上の様々な情報を駆使して、自分で必要な情報を的確にまとめ、グループでインターネット上の信頼に足る情報は何なのかということも含めて話し合いがされるなどの工夫が適宜されていました。

鉢盛中学校の校長先生からは、ＩＣＴ支援員が４校に１人ということで必ず毎週１回来て校内を巡回して、先生方が今困っていることに丁寧に対応してくれており、そのサポートがあるのでここまで進んだのではないかと。県内でもこういう支援をしてもらっているところは他ではないので、これはとても助かっているとおっしゃっていただきました。学校によってはまだまだそこまで進んでいない学校もありますけれども、引き続きＩＣＴ支援員の活用によってさらにＩＣＴの活用が進めばいいなと思いました。

コロナが落ち着いてきましたら、ぜひまた学校に出かけていただいて、様子を見ていただければと思っております。

それでは、会議録の承認についてお願いいたします。令和2年度第12回定例教育委員会、それから令和3年度第1回臨時教育委員会、第2回臨時教育委員会、これはコロナ対応について平日の夜間に急ぎで開催したものになりますが、この3回分の会議録についてはよろしいでしょうか。それでは少し遅れましたけれども、ホームページにアップしていきたいと思います。

《署名委員の指名》

教育長 本日の会議録の署名委員は、福島委員と佐藤委員になります。よろしくお願いいたします。

次第に沿って議事を進めたいと思います。本日の案件は、議案が3件、報告が1件です。

<議案第1号> 松本市教育文化センター運営委員会委員の委嘱について

教育文化センター所長 議案第1号「松本市教育文化センター運営委員会委員の委嘱について」説明

教育長 「4 根拠規則（抜粋）」にありますが、運営委員会の目的としては教育文化センターの事業の企画、それから実施について、教育委員会の諮問に応じて調査、審議をするということです。名簿が裏面にありますけれども、この件について何かご質問ありますでしょうか。

小柳委員 以前資料が出ていたと思いますが、教育文化センター専門委員会は、教育文化センターの何についてどんなことをする委員会か教えていただきたいことと、一覧表の中で百瀬淳一さん以下4名の方の備考欄が空欄になっていますが、これは「継続」という理解でいいですか。この2点について教えてください。

教育長 所長お願いします。

教育文化センター所長 教育文化センターの教文学習というのがございまして、教文学習の内容等について協議いただいています。

小柳委員 わかりました。

教育長 専門委員会も規則で位置づけがされていると思います。

教育文化センター所長 あと、名簿の備考欄に何も書いてない方たちは、継続ということでまた2年間お願いしたいと思います。

教育長 ほかにいかがですか。

佐藤委員 選出区分として一番上の学校教育関係者の代表4名は、もともとこの前の期の運営委員会も同じ所属からの選出だったのでしょうか。恐らく前の運営委員会は小学校、中学校の校長先生からの選出だったのではないかと思いますのですが、その変更の理由を教えてください。

教育文化センター所長 校長会の代表であったり、教育会の会長であったりは前も選出は一緒でしたが、ただお一人だけ、前回からこの会には女性がいらないというご指摘をいただいておりますので、長野県の退職女性校長会長の三澤先生に加わっていただくということでその選出だけ変えさせていただきました。

佐藤委員 それ以外はもともと校長会の代表や教育会長ということでしたか。

教育文化センター所長 そうです。

佐藤委員 すみません。その点は私の勘違いでした。ありがとうございます。

教育長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、教育文化センターの見直しを行っておりますけれども、またその中核を担っていただく委員さんということになるかと思います。また随時進捗状況を教育委員に報告をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

それでは、議案第1号については承認することといたします。

<議案第2号> 松本市立小・中学校、幼稚園職員服務規程の一部改正について

学校教育課長 議案第2号「松本市立小・中学校、幼稚園職員服務規程の一部改正について」

説明

教育長 ありがとうございます。

これは県からこの準則が示されてということで、今日が議決なので明日以降任用された会計年度任用職員は先ほどの届けを出していただくということになりますね。

ご質問がありましたらお願いいたします。

小柳委員 新旧対照表の3ページの服務の宣誓について質問です。従来の第5条ですと「服務の宣誓は署名、押印して行うものとする」とあるので、この服務の宣誓

のやり方とか方法が書かれているのですが、新たな第5条は、「速やかに宣誓をして提出しなければならない」とあり、提出することを中心に書いています。また、「第2条の規定による」という部分と、「第2条の規定により」という部分とで、その次にくるものが違うので、大きく変わっているような印象を受けました。それから「直ちに宣誓書に署名押印して」と「速やかに服務の宣誓をし」とあります。この「速やかに宣誓する」というのはどのようにすることなのかを含めて、以上の3点について変更をするに当たって何か大事に考えたことがあったら教えてください。

さらに加えて同じところですが、第2項の下から2行目、「服務の宣誓とみなすことができる」とありますが、任期が終わって翌日からまた同じ採用をする場合には、前に宣誓をしたものを宣誓とみなすことができる。これは分かりますが、その次の、「採用に際して他に服務の宣誓等をしている場合にあっては当該宣誓等を、それぞれ前項に規定する服務の宣誓とみなすことができる」とあるのは、違う服務について宣誓しているのにここで同じものとみなしていいのかと思いましたので質問します。

学校教育課長 1つ目のご質問は、速やかにできるだけ早く提出してもらおうということです。会計年度任用職員ですので、初日に勤務しているとも限らないということがありますので、出勤したときに書いてできるだけ早く提出していただくということとであります。

それから2つ目ですけれども、例えば、会計年度任用職員である自立支援員として昨年度採用勤務し、今年度も引き続き自立支援員として勤務しますという場合は、前年度に同じ宣誓をしていますので、そのままみなすということになっています。

小柳委員 わかりました。しかし、その自立支援員が違う任用になった場合もみなすというのが引っかけります。ここにある「採用に際して他に服務の宣誓をしている場合にあっては当該宣誓等を、それぞれ前項に規定する服務の宣誓とみなすことができる」とあって、他に服務での宣誓をこちらでの宣誓とみなしていいのかということです。

教育長 市の会計年度任用職員として任用になった場合、それが他の職種であっても最初に採用された際に会計年度任用職員としての服務の宣誓をしていれば、職

種が変わっても最初の宣誓をここに規定をする宣誓とみなすことができると、
そういうことではないかと。

教育長 その前のものが同一の職に採用された場合ですね。そして小柳委員がおっしゃっている他に服務の宣誓というのが先ほどのように職種が変わって違う枠で採用された場合になります。

小柳委員 分かりました。採用されてた人が採用職種によってそれぞれ違う宣誓をしていると勘違いしてしまいました。

教育長 以前は署名押印ということで押印をしていましたが、行政文書の中で押印の見直しを行って無くしていますので、それに伴って書きぶりもこのようにしなければならぬということではないかと思います。

小柳委員 新旧対照表の10ページです。第24条のアンダーラインの4か月の「カ」が「か」に変わっているのは、何か法規的に平仮名のほうがいいということでしょうか。

教育長 これは準則に基づいてですが、法制担当にチェックしてもらって、松本市の公用文のルールに揃えたということだと思います。

小柳委員 分かりました。

教育長 他にも同じような部分がありました。これは技術上の問題かなと思います
が、他にはいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは議案第2号については承認としたいと思います。

施行期日、本日ということをお願いいたします。

<議案第2号> 松本市登録文化財の登録について

文化財課長 議案第2号「松本市登録文化財の登録について」説明

教育長 ご質問ありますでしょうか。

橋本委員 基本的なことですけど、これまで近代遺産に登録されていたとありますが、
近代遺産から文化財になるとどう違ってくるのか教えていただけますか。

文化財課長 ご説明いたします。

松本市の近代遺産は、松本市歴史的風致維持向上計画に係る施策の1つで、
現在お城まちなみ創造本部が主管しており、どちらかというと都市政策になります。
所有者から同意の得られました近代、一部近世末の建物、現在、140

件以上ございますけれども、地域の歴史的風土、景観を形成している建物ということで登録を進めさせていただいたものです。この近代遺産につきましては、特に、例えば補助金の制度とかに伴って、将来残していくというような施策がないものです。そのような中で、最近1つ、2つと姿を消していくような建物がある中で、指定文化財にまでは行かないけれども、まちの歴史的景観を残すために重要だということで、文化財審議委員会、あるいはヘリテージマネジャーといった建築士などの専門家等のご意見をいただきながら、より近代遺産的には強めの保護をしていかなければいけないものについて、外観の保全ということを中心に登録文化財という形でやっていきたいと考えたものです。カレー店だった旧デリーが第1号の登録で、今回登録になれば第2号になります。

教育長 補助はどうなっていますか。

文化財課長 補助制度は、耐震修理等に対して事業費の2分の1、上限300万円となっております。おおむね市の指定文化財とほぼ同じ水準での補助ということになります。個人で持っていच्छる建物の場合、なかなか負担を要することは非常に難しいところがあるかと思いますが、現状でできる策として300万円となっております。

教育長 他にはいかがでしょうか。建物の耐震工事はすごくお金がかかって、大変なことですね。

文化財課長 そうですね、直ちに所有者さんに耐震ができるかという、それなりの負担額になるとすれば、すぐにはできないかなと思います。登録については所有者さんのご希望も踏まえて、将来に備えてということでさせていただきたいと思っています。

橋本委員 固定資産税等は変わらないですね。

文化財課長 市の登録文化財については、固定資産税に対する課税免除の制度は用意してございます。

橋本委員 固定資産税は免除されるんですね。

文化財課長 登録文化財、2分の1でしたか国に準じた取り扱いになっています。（※この発言について、第7回定例教育委員会冒頭にて訂正あり）

教育長 他にはいかがでしょうか。

国の登録有形文化財という制度ですと、大手事務所から真っすぐ東に行った

ところにある山崎歯科が、平成23年の地震で大きな被害を受けました。そのとき文化財課長をしていましたが、所有者さんが自己負担で修復するには、国の登録有形文化財では、例えば耐震工事の設計監理料の2分の1といったような、本当にわずかな補助しかなくて、残念ながら修復を断念して解体に至ったということがありました。この歴史的風致維持向上計画ができて、当時から近代遺産を守っていこうという動きがあったと思いますが、数年経って実際に松本市が補助に乗り出したということはとても大きい成果だと思っています。

文化財課長 当時、松本市登録文化財の制度が施行されていれば、もう少し支援することができたかと思いますが、国登録の場合は工事本体に対する補助制度がなく、当時としては、所有者さんに負担についてご理解いただくということが非常に難しかったという事情がありました。

教育長 松本の魅力というところで、こういう古い町並みや景観が残っているところ、古い建物を大事にしているところが魅力だと、特に県外から来ている信大の学生さんとか、若い方々もおっしゃることが多いので、この制度はそういった松本の景観を守っていくということにつながっていますので、積極的に登録を進めていただければと思います。

文化財課長 ありがとうございます。

教育長 それでは、この件はよろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、議案第3号については承認することとします。続いて報告に移ります。

<報告第1号> 史跡松本城整備研究会委員等の委嘱について

城郭整備担当課長 報告第1号「史跡松本城整備研究会委員等の委嘱について」説明

教育長 ただいまの説明に対してご質問ありますでしょうか。

橋本委員 候補者については、異論はないのですが、以前からずっと申しあげているのは、松本城を整備するのもいいけど、このままずっと無制限に人を入れ続けるのか。それに耐える建物なのか。何時間も待たせてたくさんの人を入れるよりは、もう少し長期的な視野に立ったときに、桂離宮とか修学院離宮のように1日何百人とか何千人までという上限を設けて、事前に登録した人だけが入れるという形にしたほうが価値も上がっていいと思います。一方、今年度、管理

が文化観光部に移ったのでそこの兼ね合いはあると思うけれども、この整備研究のプロセスの中にそういう1日当たりの人数制限といった観点も含めて整備をどうするのかということも、純粋な技術論から議論してもらいたいと思います。

城郭整備担当課長 ご指摘の点は検討していきますが、建造物につきましては、前回の教育委員会でご審議いただきました天守耐震対策専門委員会で耐震の関係を今進めておりますので、そういったことも含めまして検討させていただきます。

橋本委員 毎回言っていますが、そこはとても重要な課題で、中長期的に松本城をしっかり保存していくという観点から行けば、どんどん人を入れるのが本当にいいのかどうかという点について、修学院や桂離宮がなぜあのような対応になったか経緯も含めて勉強してみて、そういう選択肢も含めてなるべく現存のものを残していくという観点と、それから観光推進とを中長期的に両立できるような対策を考えたほうがいいと思います。

城郭整備担当課長 ありがとうございます。

教育長 松本城管理課は確かに文化観光部に移りましたが、文化財としての天守の耐震等は教育委員会ということもありますので、その専門委員会の中で耐震補強について議論する際に、耐震補強工事が終わった後のお客様の入れ方ということについても専門家の意見を聞くというのは確かに必要な時期かもしれないですね。

城郭整備担当課長 分かりました。

教育長 あと、史跡松本城ということですので、委員の皆様にもご覧になられた方がいるかと思いますが、先日NHKのブラタモリで、松本城の周りを歩くという回が放送されて、番組を見て、実際に古地図と照らし合わせて歩くということにすごく興味を持たれた方もいらっしゃると思うので、史跡松本城をもう少し身近に感じていただくという、あのような文化財を知っていただく取組みもぜひ進めてほしいと思います。

城郭整備担当課長 はい。ブラタモリの放送後、かなり反響がありまして、遠く福岡県ですとかあちこちから番組を見たので来たというお客様もいらして、ちょうど歩いているときにそういった方に声を掛けられて、「あの番組に出ていたあそこはどこにあるの」というようなことを聞かれました。

教育長 北の隅から南に向かって低くなっているとか、言われてみればそうだなと気づかされたり、水門がかき船の南側にあることを初めて知ったりしました。

城郭整備担当課長 あの水門のところは、平成29年に史跡に追加されました。昨年、芝を植える工事をやりました。

教育長 そういうときに、ぜひ地味なところほど、ああいうふうに光を当てると松本城への愛着も増すと思いますので、よろしくお願いします。

橋本委員 宣伝効果が相当大きいですね。

城郭整備担当課長 はい、大きかったです。

教育長 ぜひよろしくお願いします。

それでは、報告第1号は、報告を受けたことといたします。

本日、予定をしていました案件については以上で終了です。

事務局からお願いいたします。

<その他> 事務局から日程について

教育政策課長 「日程」について説明

橋本委員 11月の総合教育会議のテーマは何でやる方向ですか。

教育政策課長 すみません。今年、総合教育会議で教育大綱の骨子ということでお話いただいたので、その後についてもう一度何かお話があるのか、また別のテーマであるのかというところで検討させていただきたいと思いますので、またご要望等ございましたらお願いします。

教育長 最終の教育振興基本計画の大体が出来上がったときに、総合教育会議で教育大綱を決めるということもありましたかね。

教育政策課長 最後、年度末になると思うのですけれども。

教育長 11月にやるのか、それとも年度末に1回やるのか。

橋本委員 11月をスキップして。

教育政策課長 そうですね。

教育長 スキップというのも一つの方法だと思うのですが。

橋本委員 それもそうですし、一度示していただいた山間地域3校の対応について、どこかで教育委員会と市長部局とすり合わせをやっておくということからいけば、別に11月でなくても構わないけど、スケジュールの関係で総合教育会議の場

で議論しておく必要がないかということが気になっています。

教育長 そうですね。先日、赤羽課長が安曇地区の町会連合会に説明に行きまして、
今度地区の方々とお話することになっていきますので、その報告も教育委員研
究会でさせていただいて、総合教育会議をやるかどうかはまたご相談をさせて
いただきます。

橋本委員 その点を視野に入れて検討いただければありがたいなと思います。

教育長 分かりました。

他にはいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは大変お疲れさまでした。以上で第6回定例教育委員会を終了します。

《閉会宣言》

伊佐治教育長は、令和3年度第6回松本市教育委員会を閉じる旨宣言した。

＜午後4時35分閉会＞

会議録調製職員

教育政策課教育政策担当係長

小澤 弥生

会 議 録 署 名 委 員

福島 智子

佐藤 佳子